

随意契約内容及び選定理由書

委託件名	松山市ふれあい・いきいきサロン活動支援事業業務委託														
履行場所	市長の指示する場所														
委託の内容	<p>(1) サロンコーディネーターの配置 地域による介護予防活動の推進のため、サロンコーディネーターを配置する。</p> <p>(2) 松山市ふれあい・いきいきサロン活動支援業務 高齢者の心身の機能の維持・向上及び介護予防の地域展開を推進することを目的として、本市が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場である「松山市ふれあい・いきいきサロン」の活動支援を実施する。</p> <p>○サロンに対する総合的支援業務 相談対応、情報提供（介護予防メニュー作成及び提供等）、研修等の実施</p> <p>○サロン活動に係る経費の全部又は一部に対する財政的支援業務 支払いに関する事務的業務、経理調査</p> <p>○新規立ち上げ業務・周知啓発業務等</p> <p>(3) 地域における介護予防活動の育成実施業務 地理的要件等により、住民主体の通いの場の創出が困難な地域や、介護予防に資する地域活動組織の育成のための支援を実施し、介護予防活動の促進を図る。</p> <p>①生活支援サービス等を受けることが極めて困難な地域である「釣島」と「安居島」に居住する高齢者を対象に、介護予防活動を実施する。</p> <p>②市内中心部の利便性を活かし、サロンの少ない地域からの参加など市内全域の高齢者を対象に、介護予防活動を実施する。</p> <p>③サロンの少ない地域など、通いの場を必要とする地域の高齢者を対象に、出前サロンや地域の関係団体と連携した通いの場の介護予防活動を実施する。</p>														
履行期間	令和	8	年	4	月	1	日	～	令和	9	年	3	月	31	日
契約年月日	令和	8	年	4	月	1	日								
契約金額	70,453,000		円	※単価契約の場合の単価											
契約の相手方	住所	松山市若草町8-2													
	名称	社会福祉法人 松山市社会福祉協議会													
選定理由	社会福祉関係業務等公益法人に供するための委託であり、本市の社会福祉事業に永年携わっている同協議会が持つ専門性や地域と連携できる組織力が無ければ遂行できないため。														
契約担当課	長寿福祉課														
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号														

(注意) 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。